

# 共済組合ニユース臨時号

平成 27 年 10 月  
京都市職員共済組合

222-3240 共済企画担当  
年金担当  
3239 保健担当

平成 27 年 10 月から共済年金は厚生年金に統一されます。

～手当率制から標準報酬制へ移行します～

## ポイント

### ○ 地方公務員も厚生年金の被保険者（加入者）となります。

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」により、平成 27 年 10 月から厚生年金に加入することになりました。

### ○ 掛金等の算定方法が手当率制から標準報酬制に移行します。

今までの掛金及び給付額の算定方法は、給料月額に法令で定められた手当率 1.25 を乗じて算定する「手当率制」でしたが、平成 27 年 10 月から厚生年金と同様の「標準報酬制」に移行し、実際に支給された基本給及び諸手当などを合算した額により算定します。

### ○ 共済年金の 3 階部分（職域部分）が廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されます。

厚生年金の保険料とあわせて、平成 27 年 10 月から、別途、「年金払い退職給付」の保険料の負担をしていただくこととなります。

## 目次

- 1 標準報酬制の導入により、掛金等の計算方法が変わります！・・・・・・ P. 2～4
- 2 年金払い退職給付について・・・・・・ P. 5
- 3 育児休業等における掛金等の取扱いについて・・・・・・ P. 5～6
- 4 傷病、介護等に係る給付額の取扱いについて・・・・・・ P. 7～9
- 5 任意継続組合員の掛金月額について・・・・・・ P. 10
- 6 年金給付に際しての所得制限（在職支給停止）の計算方法が変わります！・・ P. 11～12
- 7 住宅貸付利率について・・・・・・ P. 13

# 1 標準報酬制の導入により、掛金等の計算方法が変わります！

## (1) 標準報酬制とは

原則として、毎年4月から6月までの報酬(※1)の平均額を基に「標準報酬月額」を決定(定時決定)します。標準報酬制とは、これをその年の9月から翌年の8月までの各月の掛金・負担金等の算定基礎とする仕組みです。

(※1) 報酬…給料月額+諸手当(扶養手当, 地域手当, 住居手当, 通勤手当, 管理職手当)等

## (2) 標準報酬の決定・改定の種類

種類	対象者	対象となる報酬	決定・改定の時期	備考
定時決定	7月1日現在の組合員	4, 5, 6月の報酬の平均	9月	当年9月から翌年8月まで適用
資格取得時決定	新たに組合員の資格を取得した者	資格取得時の報酬	資格取得時	原則, 資格取得時からその次の決定まで適用
随時改定	報酬の額が著しく変動した組合員	固定的給与(※2)に変動があった月以後3ヶ月間の報酬の平均	固定的給与に変動があった月から4ヶ月目	2等級以上の差が必要, 給与支払者が計算, 本人からの申し出は不要
育児休業等終了時改定	育児休業等の終了した組合員	育児休業等終了日の翌日が属する月以後の3ヶ月間の報酬の平均	育児休業等終了日の翌日が属する月から4ヶ月目	本人からの申し出が必要
産前産後休業終了時改定	産前産後休業を終了した組合員	産前産後休業終了日の翌日が属する月以後の3ヶ月間の報酬の平均	産前産後休業終了日の翌日が属する月から4ヶ月目	本人からの申し出が必要

保険者算定…上記の方法では組合員にとって著しく不当となる場合については、一定の条件下で保険者権限により再計算することが認められています。該当すると思われる場合は、共済組合にご相談ください。

(※2) 固定的給与…給料, 扶養手当, 地域手当, 住居手当, 通勤手当, 管理職手当等

## (3) 定時決定の場合の掛金・保険料の計算方法

4月の報酬		5月の報酬		6月の報酬	
給料	実際の手当 (扶養手当, 時間外勤務手当, 通勤手当等)	給料	実際の手当 (扶養手当, 時間外勤務手当, 通勤手当等)	給料	実際の手当 (扶養手当, 時間外勤務手当, 通勤手当等)

4月～6月の報酬の平均額＝報酬月額

標準報酬等級表に当てはめる

掛金等の算定基礎  
標準報酬月額

× 掛金率 = 組合員の掛金・保険料

#### (4) 導入時（平成27年10月～平成28年8月まで）の標準報酬月額について

導入時（平成27年10月～平成28年8月まで）は経過措置として、平成27年6月の報酬に基づき標準報酬月額を決定します。

ただし、次に該当する場合は、それぞれの算定方法で導入時の標準報酬月額を算定しています。

- ア **平成27年6月の報酬の一部又は全部が支給されない場合**  
当該不支給の事由が発生する直前の報酬に基づき算定
- イ **平成27年7月～平成27年9月に固定的給与の変動があった場合**（平成27年6月以降に育児部分休業を取得している場合を含む。）  
固定的給与に変動があった月の報酬に基づいて算定
- ウ **平成27年6月の報酬が他の月と比べて著しく高額である場合**  
過去1年間の報酬の平均に基づいて算定

今回の算定の結果については、10月の給与支給明細書に標準報酬月額及び等級を記載しますので、ご確認ください。また、今後、標準報酬月額の決定・改定があった場合も、給与支給明細書に記載しますので、併せてご案内致します。

#### <参考>標準報酬等級表

（単位：円）

等級	標準報酬月額	報酬月額	等級	標準報酬月額	報酬月額	等級	標準報酬月額	報酬月額
1	98,000	101,000 未満	16	260,000	250,000 以上 270,000 未満	31	650,000	635,000 以上 665,000 未満
2	104,000	101,000 以上 107,000 未満	17	280,000	270,000 以上 290,000 未満	32	680,000	665,000 以上 695,000 未満
3	110,000	107,000 以上 114,000 未満	18	300,000	290,000 以上 310,000 未満	33	710,000	695,000 以上 730,000 未満
4	118,000	114,000 以上 122,000 未満	19	320,000	310,000 以上 330,000 未満	34	750,000	730,000 以上 770,000 未満
5	126,000	122,000 以上 130,000 未満	20	340,000	330,000 以上 350,000 未満	35	790,000	770,000 以上 810,000 未満
6	134,000	130,000 以上 138,000 未満	21	360,000	350,000 以上 370,000 未満	36	830,000	810,000 以上 855,000 未満
7	142,000	138,000 以上 146,000 未満	22	380,000	370,000 以上 395,000 未満	37	880,000	855,000 以上 905,000 未満
8	150,000	146,000 以上 155,000 未満	23	410,000	395,000 以上 425,000 未満	38	930,000	905,000 以上 955,000 未満
9	160,000	155,000 以上 165,000 未満	24	440,000	425,000 以上 455,000 未満	39	980,000	955,000 以上 1,005,000 未満
10	170,000	165,000 以上 175,000 未満	25	470,000	455,000 以上 485,000 未満	40	1,030,000	1,005,000 以上 1,055,000 未満
11	180,000	175,000 以上 185,000 未満	26	500,000	485,000 以上 515,000 未満	41	1,090,000	1,055,000 以上 1,115,000 未満
12	190,000	185,000 以上 195,000 未満	27	530,000	515,000 以上 545,000 未満	42	1,150,000	1,115,000 以上 1,175,000 未満
13	200,000	195,000 以上 210,000 未満	28	560,000	545,000 以上 575,000 未満	43	1,210,000	1,175,000 以上
14	220,000	210,000 以上 230,000 未満	29	590,000	575,000 以上 605,000 未満			
15	240,000	230,000 以上 250,000 未満	30	620,000	(厚年・退職) 605,000 以上 (短期) 605,000 以上 635,000 未満			

短期のみ

31 等級から 43 等級までは短期掛金のみ適用

(5) 平成27年10月以降の掛金・保険料率 について

(単位：千分比 (‰))

掛金・保険料の種類	種別	27年9月まで	27年10月以降
短期掛金 (健康保険相当)	給料(9月まで) 標準報酬月額(10月以降)	61.25	41.0
	期末勤勉手当(9月まで) 標準期末手当等の額(10月以降)	49.0	
介護掛金 (介護保険相当)	給料(9月まで) 標準報酬月額(10月以降)	7.5	5.2
	期末勤勉手当(9月まで) 標準期末手当等の額(10月以降)	6.0	
福祉掛金 (共済組合の保健事業 充当する掛金)	給料(9月まで) 標準報酬月額(10月以降)	2.35	1.34
	期末勤勉手当(9月まで) 標準期末手当等の額(10月以降)	1.88	
長期掛金(9月まで) 厚生年金保険料等 (10月以降) (年金相当)	給料(9月まで) 標準報酬月額(10月以降)	107.9875	86.39
	期末勤勉手当(9月まで) 標準期末手当等の額(10月以降)	86.39	
	標準報酬月額・標準期末手当等の額 (年金払い退職給付分)	—	7.5

実際に10月からの掛金・保険料がいくらになるか計算してみましょう!

～共済花子さんの場合～

給料 270,000 円  
 地域手当 27,000 円  
 扶養手当 13,900 円  
 住居手当 10,500 円  
 時間外勤務手当 40,000 円  
 通勤手当 10,000 円  
 (6箇月分の定期代60,000円の場合、1箇月平均で算定)

報酬月額  
371,400 円

標準報酬等級表に当てはめると…

標準報酬月額  
380,000 円  
(第22等級)



掛金・保険料の種類	標準報酬月額	掛金・保険料率 (千分比：‰)	掛金・保険料額
短期掛金	380,000円	41.0	15,580円
介護掛金	380,000円	5.2	1,976円
福祉掛金	380,000円	1.34	509円
厚生年金保険料	380,000円	86.39	32,828円
年金払い退職給付	380,000円	7.5	2,850円
合計			53,743円

## 2 年金払い退職給付について

年金払い退職給付とは、共済年金の職域年金相当部分（いわゆる3階部分）廃止後の、新たな年金として支給されるものです。（詳細につきましては、平成27年3月発行の共済組合ニュース及び共済組合から近日中にお配りするパンフレットをご覧ください。）

新たに徴収することとなる保険料は労使折半となり、皆さんに新たに負担いただく保険料の保険料率は以下のとおりです。

平成27年10月から平成28年3月までの保険料率（単位：千分比（‰））

	平成27年10月以降
標準報酬月額	7.5
標準期末手当等の額	



## 3 育児休業等における掛金等の取扱いについて

### （1）育児部分休業取得者の長期掛金免除の廃止 参考：福利厚生の本P15

これまで、育児部分休業取得者の長期掛金については、部分休業取得中は免除としておりましたが、当該免除措置が廃止され、平成27年10月分から厚生年金保険料として徴収が始まります。

### （2）育児休業手当金 参考：福利厚生の本P14

育児休業を取得する組合員に対し、原則、育児休業開始日から子が1歳（1歳に達した日後の期間について育児休業が必要と認められるものとして総務省令に該当するときは1歳6箇月）に達する日までの育児休業期間に支給します。

標準報酬制への移行に伴い、平成27年10月から以下のとおり給付額の計算方法が変更になります。

平成27年9月まで

$\text{給料日額} \times 1.25 \times 50 / 100$ （※） $\times$  育児休業取得日数

（※）支給開始日から180日間は、 $67 / 100$

平成27年10月以降

$\text{標準報酬日額} \times 50 / 100$ （※） $\times$  育児休業取得日数

（※）支給開始日から180日間は、 $67 / 100$

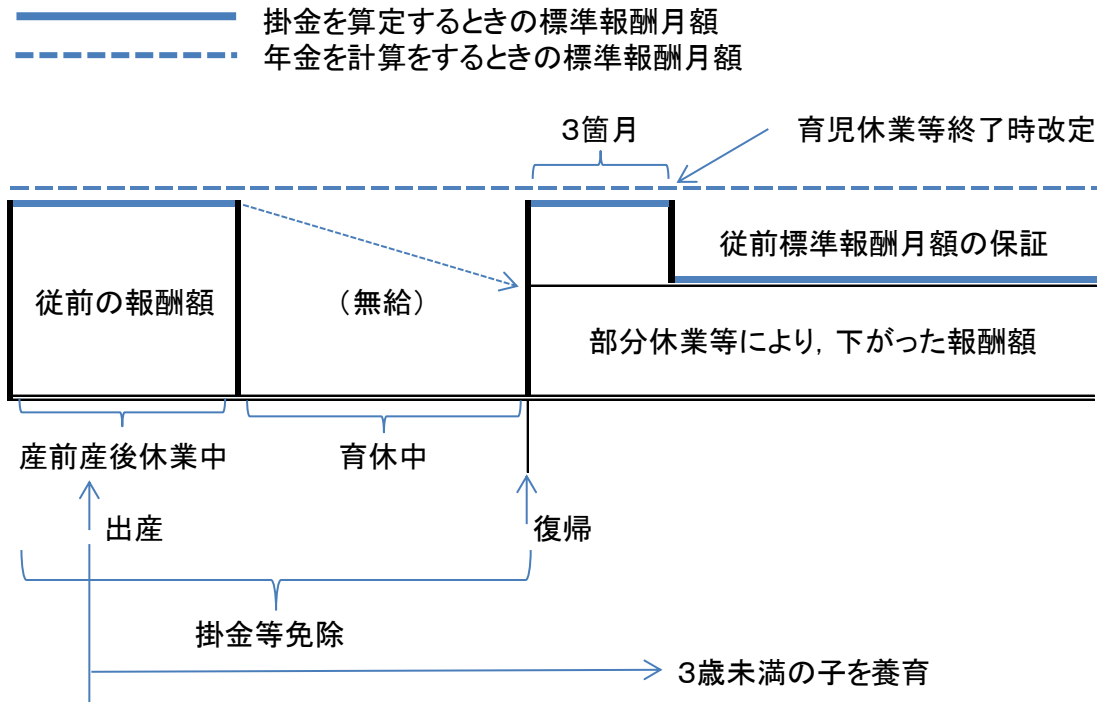
標準報酬日額 = 標準報酬月額  $\div$  22（10円未満四捨五入）

### (3) 3歳未満の子を養育している期間の特例（本人からの申し出が必要）

3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育期間前の標準報酬月額を下回る場合に、共済組合に申し出をしたときは、その子が3歳に達するまでの間、年金額は養育期間前の高い標準報酬月額で計算されます。

なお、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額には当該特例は適用されません。

#### イメージ図（一例）



→ 1 - (2)に記載の「育児休業等終了時改定」、「産前産後休業終了時改定」及び上記「3歳未満の子を養育している期間の特例」に係る申し出に係る様式は、今後共済組合のホームページに掲載する予定です。

それまでの間は、共済組合から様式を送付しますので、ご連絡ください。

## 4 傷病、介護等に係る給付額の取扱いについて

### (1) 傷病手当金 参考：福利厚生の本P19

組合員が公務以外の病気やケガのため連続して3日以上仕事を休んだとき、同一の疾病について1年6箇月（結核性呼吸器病の場合は3年）を限度として傷病手当金を支給します。（給料又は報酬が支給されている場合は、支給されている給料又は報酬の額に応じて減額されます。）

標準報酬制への移行に伴い、平成27年10月から以下のとおり給付額の計算方法等が変更になります。

#### 平成27年9月まで

1日につき  $\frac{\text{給料日額} \times 1.25 \times 2}{3}$

#### 平成27年10月以降

1日につき  $\frac{\text{標準報酬日額} \times 2}{3}$

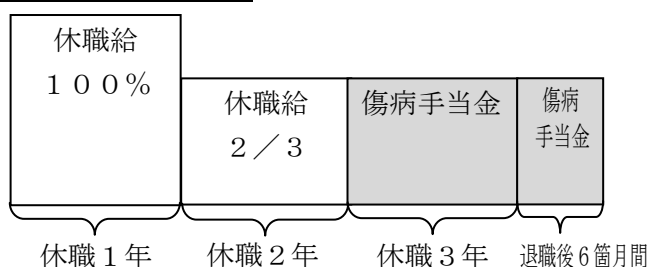
これまでは、長期休職者については、休職給が不支給となる休職3年目から傷病手当金の支給が始まることがほとんどでしたが、今後は休職給が支給されている場合でも、傷病手当金の額が休職給の額を上回った時点から支給期間（1年6箇月（結核性呼吸器病の場合は3年）を限度）が始まります。（給付には申請が必要）

⇒多くのケースでは、休職2年目に入った場合など給料が3分の2になった時点で傷病手当金の額が報酬の額を上回り、支給が開始されます。

※地方公務員等共済組合法の一部改正により、平成28年4月にも計算方法の変更が予定されています。

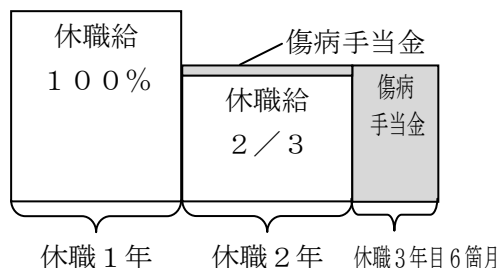
【休職を3年間継続した後、退職する方の支給のイメージ】

#### 平成27年9月まで



#### 平成27年10月以降

（休職2年目当初から支給開始の場合）



**(2) 高額療養費, 一部負担金払戻金, 家族療養費附加金** 参考: 福利厚生の本P19

組合員, 被扶養者が1箇月に同一の医療機関(入院と外来は別, 医科と歯科は別)で支払った保険診療分の自己負担額が一定額を超えた場合に支給します。

標準報酬制への移行に伴い, 平成27年10月から以下のとおり収入の区分が変更になります。

※現在, 「限度額適用認定証」をお持ちで, 区分の変更により自己負担限度額が変わる方については, 10月下旬頃共済組合から新しい「限度額適用認定証」をお送りします。

区分の変更		(高額療養費) 自己負担限度額	(一部負担金払戻金, 家族療養費附加金) 基準額
(平成27年9月まで) 給料月額	(平成27年10月以降) 標準報酬月額		
664千円以上	830千円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	50,000円
424千円以上	530千円以上	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	
224千円以上	280千円以上	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	25,000円
224千円未満	260千円以下	57,600円	
住民税非課税	住民税非課税	35,400円	

**(3) 介護休業手当金** 参考: 福利厚生の本P20

介護休業を取得する組合員に対し, 介護休業開始日から起算して3箇月を限度として支給します。  
(半日単位の介護休暇は支給対象外)

標準報酬制への移行に伴い, 平成27年10月から以下のとおり給付額の計算方法が変更になります。

**平成27年9月まで**

1日につき  $\text{給料日額} \times 1.25 \times 40 / 100 \times \text{介護休業取得日数}$

ただし, 傷病手当金の支給がある場合はその間は支給しない。また, 給料との調整あり。

**平成27年10月以降**

1日につき  $\text{標準報酬日額} \times 40 / 100 \times \text{介護休業取得日数}$

ただし, 傷病手当金の支給がある場合はその間は支給しない。また, 給料との調整あり。

**(4) 災害見舞金** 参考: 福利厚生の本P20

組合員が水震災害その他の非常災害により住居や家財に1/3以上の損害を受けたときに支給します。

標準報酬制への移行に伴い, 平成27年10月から以下のとおり給付額の計算方法が変更になります。

**平成27年9月まで**

損害の程度により,  $\text{給料月額} \times 1.25 \text{の} 0.5 \sim 3 \text{箇月分}$

**平成27年10月以降**

損害の程度により,  $\text{標準報酬月額} \text{の} 0.5 \sim 3 \text{箇月分}$



**(5) 弔慰金（家族弔慰金）** 参考：福利厚生の本P20

組合員，被扶養者が水震災害その他の非常災害により死亡したときに支給します。

標準報酬制への移行に伴い，平成27年10月から以下のとおり給付額の計算方法が変更になります。

**平成27年9月まで**

組合員：給料月額×1.25

被扶養者：給料月額×1.25×0.7

**平成27年10月以降**

組合員：標準報酬月額

被扶養者：標準報酬月額×0.7

**(6) 高齢受給者制度** 参考：福利厚生の本P25

70歳を迎えられた方で後期高齢者医療制度の対象者でない組合員及び被扶養者は，「高齢受給者」として，医療費の自己負担割合が異なります。

標準報酬制への移行に伴い，平成27年10月から以下のとおり収入の区分が変更になります。

※現在，「高齢受給者証」をお持ちで，区分の変更により自己負担割合が変わる方については，10月下旬頃共済組合から新しい「高齢受給者証」をお送りします。

**平成27年9月まで**

ア 組合員が70歳になった場合

<u>給料月額22万4千円未満</u>	<u>給料月額22万4千円以上</u>
1割または2割※	3割

イ 被扶養者が70歳になった場合

組合員の年齢が70歳未満	組合員の年齢が70歳以上	
	<u>給料月額 22万4千円未満</u>	<u>給料月額 22万4千円以上</u>
1割または2割※	1割または2割※	3割

**平成27年10月以降**

ア 組合員が70歳になった場合

<u>標準報酬月額28万円未満</u>	<u>標準報酬月額28万円以上</u>
1割または2割※	3割

イ 被扶養者が70歳になった場合

組合員の年齢が70歳未満	組合員の年齢が70歳以上	
	<u>標準報酬月額 28万円未満</u>	<u>標準報酬月額 28万円以上</u>
1割または2割※	1割または2割※	3割

※誕生日が昭和19年4月2日以降の方：2割

誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方：1割

## 5 任意継続組合員の掛金月額について 参考：福利厚生の本P85

退職後、任意継続組合員として共済組合にご加入いただく方について、標準報酬制への移行に伴い、平成27年10月から以下のとおり掛金額の取扱いが変わります。

### (1) 平成27年9月30日までに退職

以下のうちいずれか少ない額×掛金率

(平成27年度掛金率：127.2/1000【短期分】，15.0/1000【介護分】)

ア 任意継続組合員の退職時の給料の額

イ 毎年1月1日における当共済組合の全組合員（任意継続組合員を除く。）の給料の額の平均額（平成27年1月1日における平均額は335,000円。）

### (2) 平成27年10月1日以降に退職

以下のうちいずれか少ない額×掛金率

(平成27年度掛金率：84.68/1000【短期分】，10.4/1000【介護分】)

ア 任意継続組合員の退職時の標準報酬月額

イ 毎年1月1日における当共済組合の全組合員（任意継続組合員を除く。）の標準報酬月額の平均額

ただし、当面は移行期の経過措置があるため、以下のとおりとなります。

	平成27年 9月まで	平成27年10月～平成28年3月分	平成28年4月～平成29年3月分
平成27年 9月30日 以前に退 職した者	上記(1) のとおり	上記(1)の取扱いを継続	以下のうちいずれか少ない額×掛金率（平成28年度の掛金率は未定） a 任意継続組合員の退職時の給料の額×1.25 b 平成28年1月1日における当共済組合の全組合員（任意継続組合員を除く。）の標準報酬月額の平均額
平成27年 10月1日 以降に退 職した者		以下のうちいずれか少ない額×掛金率（84.68/1000【短期分】，10.4/1000【介護分】） a 任意継続組合員の退職時の標準報酬月額 b 平成27年1月1日における当共済組合の全組合員（任意継続組合員を除く。）の給料の額×1.25の平均額（418,750円）	上記(2)のとおり （平成28年度の掛金率は未定）

## 6 年金給付に際しての所得制限(在職支給停止)の計算方法が変わります!

老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者が以下のいずれかになったときは、年金と給料等の額が一定の基準額を超えると、年金の一部又は全部が支給停止されます。

- (1) 厚生年金保険の被保険者（厚生年金適用事業所に勤める70歳以上の方を含む）  
※ 京都市職員共済組合の組合員も、平成27年10月以降は厚生年金保険の被保険者となります。
- (2) 私立学校教職員共済制度の加入者（70歳以上の特定教職員を含む）
- (3) 国会議員，地方議会議員

被用者年金制度の一元化前は、受給権者が共済組合員又は厚生年金被保険者であるかによって、在職支給停止の計算方法が異なっておりましたが、平成27年10月の一元化以降は共済年金制度が厚生年金保険制度に統一されることに伴い、在職支給停止の計算方法も統一されることとなりました。

### ☆ 大きな変更点

#### ① 共済年金と厚生年金との合算額に基づいて計算します。

これまでは、共済年金と厚生年金、それぞれ個別に支給停止額を計算していましたが、平成27年10月以降は共済年金と厚生年金の合算額（年金基本月額）を基に計算し、算出した支給停止額をそれぞれの年金額で按分して停止することとなります。

※ 「年金基本月額」には、職域年金相当部分・加給年金額・経過職域加算額は含みません。

#### ② 65歳未満の受給者の停止基準額が47万円から28万円に変更されます。

これまでは、年金と給料等の合計額が月額47万円を超えた場合に年金の支給が停止されていましたが、平成27年10月以降は、月額28万円を超えた場合に支給が停止されます。

 したがって、年金の支給停止額が増えることがあります。

（現在支給停止になっていない方も、一元化後は一部支給停止になることがあります。）

### ☆ 一元化後の在職支給停止の計算方法

【平成27年10月以降の支給停止額の基本的な算定式】

$$\text{支給停止額} = (\text{年金基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \text{停止基準額}) \times 1/2$$

年金基本月額とは・・・

$$(\text{退職共済年金} + \text{老齢厚生年金}) \times 1/12$$

※ 職域年金相当部分・加給年金額・経過職域加算額は除く。

総報酬月額相当額とは・・・

標準報酬月額＋過去1年分の標準賞与額等の総額×1/12

【65歳未満の場合】

年金基本月額と 総報酬月額相当額の合計額	支給月額
<b>28万円以下</b>	年金基本月額（全額支給）
<b>28万円超え</b>	
年金基本月額が28万円以下 総報酬月額相当額が <u>47万円以下</u>	年金基本月額－（年金基本月額＋総報酬月額相当額－28万円） ×1/2
年金基本月額が28万円以下 総報酬月額相当額が <u>47万円超え</u>	年金基本月額－{(年金基本月額＋47万円－28万円)×1/2 ＋(総報酬月額相当額－47万円)}

※ 年金基本月額が28万円を超える場合は、当共済組合までお問い合わせください。

※ 停止基準額「28万円・47万円」は平成27年度の額。賃金や物価の変動によって改定される場合があります。

【65歳以上の場合】

年金基本月額と 総報酬月額相当額の合計額	支給月額
<b>47万円以下</b>	年金基本月額（全額支給）
<b>47万円超え</b>	年金基本月額－（年金基本月額＋総報酬月額相当額－47万円） ×1/2

※ 停止基準額「47万円」は平成27年度の額。賃金や物価の変動によって改定される場合があります。

※ 計算の結果、支給月額がゼロ又はマイナスになった場合は、加給年金額も支給停止されます。

(注) 公務員（組合員）として勤務されている場合は、年齢に関わらず、計算された停止額のほかに、これまでと同じように職域年金相当部分（経過的職域加算額）は全額支給停止となります。

## 7 住宅貸付利率について

共済組合の貸付利率は、国の財政融資資金利率（※1）を基準に設定されています。

5年に一度の年金に係る財政再計算に伴う国における関係規程の一部改正により、平成27年10月から以下のとおり利率の基準の一部が変更になります。

なお、現在は最も低い利率が適用されており、これに伴う現行の貸付金利率（住宅貸付：2.66%、災害貸付2.22%、介護貸付2.4%）の変更はありません。

### 平成27年9月まで

財政融資資金利率（※1）	住宅貸付	災害貸付	介護加算
①年4.1%以上	4.36%	3.63%	4.1%
②年2.4%超4.1%未満	基準日（※2）の財政融資資金利率＋0.26%	左記×12分の10	基準日（※2）の財政融資資金利率
③年2.4%以下	2.66%	2.22%	2.4%

### 平成27年10月以降

財政融資資金利率（※1）	住宅貸付	災害貸付	介護加算
①年4.2%以上	4.46%	3.72%	4.2%
②年2.4%超4.2%未満	基準日（※2）の財政融資資金利率＋0.26%	左記×12分の10	基準日（※2）の財政融資資金利率
③年2.4%以下	2.66%	2.22%	2.4%

（※1） 財政融資資金利率：預託期間が10年の預託金に係るもので財務大臣が定める利率  
（平成27年9月末現在0.4%）

（※2） 基準日：4月1日（7月1日からの適用）及び10月1日（翌年の1月1日からの適用）



発行：京都市職員共済組合  
住所：〒604-8571 中京区寺町通御池上る上本能寺前町488  
電話：075-222-3240（共済企画・年金担当）  
3239（保健担当）